

高圧自家発補給電力 A S
(卸市場価格連動)
(主契約料金表)

2023年4月1日実施

関西電力株式会社

本 則

1 適 用

この高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動) 料金表 (以下「この料金表」といいます。) は、次の地域に適用いたします。

滋賀県、京都府、大阪府、奈良県、和歌山県、兵庫県 (一部を除きます。)、福井県の一部、岐阜県の一部、三重県の一部

2 契約種別

この料金表の契約種別は、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動) といたします。

3 適用範囲

次のいずれにも該当する需要に適用いたします。

- (1) 高圧で電気の供給を受け、電灯もしくは小型機器を使用し、または電灯もしくは小型機器と動力とをあわせて使用する需要で、契約電力が 500 キロワット未満であるもの。
- (2) お客さまの発電設備の検査、補修または事故 (停電によるお客さまの発電設備の停止等を含みます。) により生じた不足電力の補給にあてるためのもの。

4 契約使用期間

契約使用期間は、料金適用開始の日から 1 年目の日までといたします。

5 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流 3 相 3 線式標準電圧 6,000 ボルトとし、周波数は、標準周波数 60 ヘルツといたします。

6 契約電力

契約電力は、お客さまの発電設備の容量 (定格出力といたします。) を基準として、お客さまと当社との協議によって定めます。ただし、次の場合は、それぞれの値を基準といたします。

- (1) 予備発電設備が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量 (定格出力といたします。) からお客さまの予備発電設備の容量 (定格出力といたします。) を差し引いた値

なお、この場合の予備発電設備とは、常時運転される発電設備が停止したときに瞬時に自動的に切替えを行い運転を開始するものをいいます。

- (2) 発電設備が停止したときに瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置が設置されている場合

お客さまの発電設備の容量 (定格出力といたします。) から瞬時に負荷を自動的にしゃ断する装置に接続された負荷設備の容量 (同時に使用する負荷設備の容量の合計といたします。) を差し引いた値

7 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気供給条件 (特別高圧・高圧) (2023 年 4 月 1 日実施。以下「供給条件」といいます。なお、供給条件が変更となった場合には、変更後の供給条件によります。) 別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3) によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を下回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) イによって算定された平均燃料価格が 27,100 円を上回る場合は、供給条件別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、別表 (卸市場価格調整) (1) イによって算定された平均卸市場価格が 3 円 51 銭を下回る場合は、別表 (卸市場価格調整) (1) チに定める卸市場価格調整額を差し引いたものとし、別表 (卸市場価格調整) (1) イによって算定された平均卸市場価格が 3 円 51 銭以上となり、かつ、別表 (卸市場価格調整) (1) ニによって算定された補正後平均卸市場価格が別表 (卸市場価格調整) (1) ホによって算定された調整基準単価以下となる場合または別表 (卸市場価格調整) (1) ニによって算定された補正後平均卸市場価格が別表 (卸市場価格調整) (1) ホによって算定された調整基準単価を上回る場合は、別表 (卸市場価格調整) (1) チに定める卸市場価格調整額を加えたものといたします。

- (1) 基本料金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気の供給を受けない場合 (高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動) を使用されたときを除きます。) の基本料金は、その 30 パーセントといたします。また、その 1 月に前月から継続して電気の供給を受けた期間がある場合で、その期間が前月の電気の供給を受けなかった期間 (高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動) を使用されたときを除きます。) を上回らないときは、その期間における電気の供給は、前月における電気の供給とみなします。

契約電力1キロワットにつき	2,088 円 90 銭
---------------	--------------

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量により、次のとおりといたします。ただし、別表(卸市場価格調整)(1)へ(ロ)または(ハ)の場合の電力量料金は、その1月の使用電力量につき、そのお客さまの常時供給分(常時供給とは、他の契約種別による供給をいいます。)の該当料金を適用するものとし、常時供給分の電力量料金にあわせて算定いたします。

1キロワット時につき	15 円 24 銭
------------	-----------

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日8時から22時までの時間における平均力率(瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。)といたします。この場合、平均力率は、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等(以下「託送約款等」といいます。)によって算定された値といたします。ただし、常時供給分と高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)を同一計量する場合の力率は常時供給分の力率といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

8 高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動) の使用

- (1) お客さまが高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)を使用される場合は、使用開始の時刻と使用休止の時刻とをあらかじめ当社に通知していただきます。ただし、事故その他やむをえないときは、使用開始後すみやかに当社に通知していただきます。
- (2) 協議によって契約電力を定める契約種別と高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)を同一計量する場合で、その1月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値が常時供給分の契約電力をこえないときは、(1)にかかわらず、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)を使用されなかったものとみなします。
- (3) 10(常時供給分と同一計量される場合の使用電力量)により使用電力量として算定された値が零となる場合においても、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)を使用されたものとみなします。

9 常時供給分と同一計量される場合の最大需要電力

常時供給分と同一計量される場合で、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)を使用されたときは、次の場合を除き、原則として契約電力をその1月の最大需要電力とみなします。

- (1) 最大需要電力にもとづいて契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の需要電力の最大値が契約電力をこえたことが明らかなきときは、その需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。
- (2) 協議によって契約電力を定める契約種別の適用を受けるお客さまの場合で、その1月の30分ごとの使用電力量の値を2倍した値の最大値が常時供給分の契約電力と高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の契約電力との合計をこえ、かつ、超過の原因が高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の超過であることが明らかなきときは、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の使用とみなされる需要電力の最大値をその1月の最大需要電力とみなします。

なお、超過の原因が明らかでないときは、常時供給分と高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)との契約電力の比であん分してえた値をその1月の最大需要電力とみなします。

10 常時供給分と同一計量される場合の使用電力量

- (1) 別表(卸市場価格調整)(1)へ(イ)となる場合の使用電力量は、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の供給時間中における30分ごとの使用電力量から、高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の使用月の常時供給分の契約電力を2で除してえた値(端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。)を差し引いた値(負となる場合は零といたします。)の合計といたします。
- (2) 別表(卸市場価格調整)(1)へ(イ)となる場合の高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の使用電力量は、原則として高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の最大需要電力に高圧自家発補給電力A S (卸市場価格連動)の使用時間を乗じてえた値をこえないものといたします。

11 その他

- (1) 定期検査または定期補修は、あらかじめその実施の時期を定めて、当社へ文書により通知していただきます。なお、その実施の時期を変更される場合には、その1月前までに当社に通知していただきます。
- (2) 当社は、必要に応じてお客さまから電気の需給に関する記録および発電設備の運転に関する記録を提出していただきます。

- (3) 予備契約料金表とあわせて契約される場合、別表（卸市場価格調整）(1)へ(ハ)を適用するときは、予備電力料金の計算における燃料費調整は行いません。
- (4) 供給条件 40（需給開始後の需給契約の消滅または変更にもなう料金および工事費の精算）(1)イにいう電力量料金は、卸市場価格調整額を除いたものといたします。

附 則

実施期日

この料金表は、2023年4月1日から実施いたします。

別 表

卸市場価格調整

(1) 卸市場価格調整額の算定

イ 平均卸市場価格

1 キロワット時あたりの平均卸市場価格は、一般社団法人日本卸電力取引所（以下「卸電力取引所」といいます。）が公表する翌日取引（卸電力取引所の業務規程に定める翌日取引をいいます。）を行なうための卸電力取引市場における各平均卸市場価格算定期間の商品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引（売買取引に係る電力の受渡しに連系設備の送電容量等による制限を受けるものとして当社の供給区域において売買取引を行なうものに限り、）における価格（消費税等相当額を含まない価格とします。）の合計を、各平均卸市場価格算定期間における商品の数により除した額といたします。

なお、平均卸市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

ロ 損失率

託送約款等における高圧で供給する場合の損失率といたします。

ハ 高圧託送電力量料金率

高圧託送電力量料金率は、託送約款等に定める高圧標準接続送電サービスの電力量料金率といたします。

ニ 補正後平均卸市場価格

1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、補正後平均卸市場価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第3位で四捨五入いたします。

$$\text{補正後平均卸市場価格} = \frac{\text{イによって算定された平均卸市場価格}}{\text{(消費税等相当額を加えたものといたします)}} \times \frac{1}{\text{(1-ロの損失率)}} + \text{ハの高圧託送電力量料金率}$$

ホ 調整基準単価

調整基準単価は、7 (料金) (2) に定める料金率に供給条件別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を下回る場合は、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を差し引いたものとし、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)イによって算定された平均燃料価格が27,100円を上回る場合は、供給条件別表2 (燃料費調整) (1)ロによって算定された燃料費調整単価を加えたものといたします。

ヘ 卸市場価格調整単価

卸市場価格調整単価は、次のとおりといたします。

(イ) 1 キロワット時あたりの平均卸市場価格が3円51銭を下回る場合

卸市場価格調整単価は、零といたします。

(ロ) 1 キロワット時あたりの平均卸市場価格が3円51銭以上となり、かつ、1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格がホの調整基準単価以下となる場合

卸市場価格調整単価は、零といたします。

(ハ) 1 キロワット時あたりの補正後平均卸市場価格がホの調整基準単価を上回る場合

卸市場価格調整単価は、補正後平均卸市場価格からホの調整基準単価を差し引いた値といたします。

ト 卸市場価格調整単価の適用

各平均卸市場価格算定期間の平均卸市場価格または補正後平均卸市場価格によって定めた卸市場価格調整単価は、その平均卸市場価格算定期間に対応する卸市場価格調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、各平均卸市場価格算定期間に対応する卸市場価格調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均卸市場価格算定期間	卸市場価格調整単価適用期間
毎年1月21日から2月20日までの期間	その年の4月分の料金に係る計量期間等
毎年2月21日から3月20日までの期間	その年の5月分の料金に係る計量期間等
毎年3月21日から4月20日までの期間	その年の6月分の料金に係る計量期間等
毎年4月21日から5月20日までの期間	その年の7月分の料金に係る計量期間等

毎年5月21日から6月20日までの期間	その年の8月分の料金に係る計量期間等
毎年6月21日から7月20日までの期間	その年の9月分の料金に係る計量期間等
毎年7月21日から8月20日までの期間	その年の10月分の料金に係る計量期間等
毎年8月21日から9月20日までの期間	その年の11月分の料金に係る計量期間等
毎年9月21日から10月20日までの期間	その年の12月分の料金に係る計量期間等
毎年10月21日から11月20日までの期間	翌年の1月分の料金に係る計量期間等
毎年11月21日から12月20日までの期間	翌年の2月分の料金に係る計量期間等
毎年12月21日から翌年の1月20日までの期間	翌年の3月分の料金に係る計量期間等

チ 卸市場価格調整額

卸市場価格調整額は、その1月の使用電力量にへによって算定された卸市場価格調整単価を適用して算定いたします。

(2) 卸市場価格調整単価のお知らせ

当社は、(1)へによって算定された卸市場価格調整単価を、電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせします。

関西電力株式会社（小売電気事業者登録番号：A0272）

大阪市北区中之島3丁目6番16号

営業時間・電話番号は当社ホームページにてご確認ください。